

令和2年4月18日

保護者の皆様へ

高知市教育長

高知市立学校における臨時休業期間の延長について

(高知市教育長メッセージ 第5版)

日ごろから本市教育にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症への対応として高知市立小・中・義務教育・特別支援学校及び高知商業高等学校におきまして、令和2年4月13日（月）から4月24日（金）までの予定で一斉臨時休業を実施しているところでございます。

しかしながら、令和2年4月17日（金）現在、高知市内でも罹患者が継続して確認されていることや、政府による緊急事態宣言が全国に拡大されたことなどを受けて、感染拡大を防止するために4月25日（土）から5月6日（水）まで、臨時休業期間を延長することといたします。

教育委員会では、「児童の居場所」等の対応は引き続き行いますが、緊急事態宣言を受けて保育所・幼稚園等が原則休園となる状況も踏まえ、お子様等への感染リスクの低減、また、感染拡大防止のために、「児童の居場所」等への参加を控え、可能な限りお子様をご家庭で過ごすことができるようご協力をお願いいたします。

なお、この度の1学期臨時休業期間に伴い、児童生徒が十分に授業を受けることができなかったことにより学習に遅れが生じることのないよう、減少した授業日数は令和2年度（本年度）の夏季休業期間を短縮することで補うように計画をしております。こちらにつきましては、日程が決定次第、各学校を通じてお知らせいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、1学期に各学校で予定されております学校行事（修学旅行、運動会、職場体験学習など）につきましては、感染予防の観点を第一とした対応に加えて、学校が再開された後の行事に向けての準備や、児童生徒への事前指導に十分な時間を取ることができない可能性もあるため、各学校におきまして延期や中止が検討されておりますので、併せましてご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、今後の感染の広がりや罹患者の状況等の情報を踏まえて、必要に応じて追加の対応をお示しすることがあります。

臨時休業期間中は、体温測定を適宜行うなど、お子様の体調管理に十分留意され、不要不急の外出を避け、手洗いやうがいを励行し、感染拡大の防止に努めてください。

※ 高知市における学校の臨時休業情報は学校教育課ホームページで確認いただけます。

学校教育課ホームページアドレス <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/77/>

令和 2 年 4 月 18 日

「児童の居場所」 参加児童保護者 様
「希望者への給食」 参加児童保護者 様

高知市教育委員会

臨時休業期間延長に伴う「児童の居場所」「希望者への給食」について

日ごろから本市教育にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

本市ではこの度、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月 25 日（土）から令和 2 年 5 月 6 日（水）まで臨時休業期間を延長することといたしました。

教育委員会では、「児童の居場所」等の対応は引き続き延長して行いますが、緊急事態宣言を受けて保育所・幼稚園等が原則休園となる状況も踏まえ、お子様等への感染リスクの低減、また、感染拡大防止のために、「児童の居場所」等への参加を控え、可能な限りお子様をご家庭で過ごすことができるようご協力をお願いいたします。

つきましては、保護者の方々の就労等で児童の自宅待機が極めて困難な場合は、別添実施要項をご確認いただき、下記の要領で「別紙 1」をご提出ください。

記

- 1 提出書類 別紙 1 臨時休業期間延長に伴う「児童の居場所」「希望者への給食」
参加申込書
- 2 提出締切 令和 2 年 4 月 22 日（水）
- 3 提出先 各学級担任
- 4 備考 「児童の居場所」「希望者への給食」設定日
4 月 27 日（月），4 月 28 日（火），4 月 30 日（木），5 月 1 日（金）

臨時休業期間延長に伴う「児童の居場所」に係る実施要項

令和2年4月18日

高知市教育委員会

1 目的

新型コロナウイルス感染症対策のための高知市立学校一斉臨時休業期間の延長に伴い、感染拡大防止のために原則として児童は自宅で過ごすことが望ましいが、保護者の就労等において自宅待機が極めて困難な児童の居場所を確保する。

2 対象

4月13日（月）から4月24日（金）までの臨時休業期間中における「児童の居場所」に申し込みをしている児童のうち、共働き家庭など留守家庭の児童、特に低学年児童など留守番をすることが極めて難しい場合等、やむを得ない特別な事情がある児童に限る。

3 臨時休業の延長に伴う開設期間及び時間帯

(1) 開設日：令和2年4月27日（月）、28日（火）、30日（木）、5月1日（金）

(2) 開設時間帯：午前8時30分から午後2時まで

※ 放課後児童クラブ在籍児童については、午後2時以降は放課後児童クラブにて過ごすこととする。

4 開設場所 児童が在籍している学校

5 開設における対応

- ・ 原則として、担当教員の指示のもと、既習の学習内容の自習などを行う。
- ・ 開設期間中は事前に申し込みを行えば給食の提供が可能【返金不可】
- ・ 担当教員は、参加児童を確認する。

6 持参物

- ・ 水筒（お茶または水等【ジュース不可】）
 - ・ 感染予防のための「ハンカチ」・「タオル」等
- ※ 可能であれば「マスク」

7 留意事項

- ・ 参加希望日に不参加となった場合は保護者から学校に連絡する。
- ・ 参加する場合は、家庭で事前に検温するなど健康観察を行い、風邪の症状があれば参加できない。